

第2章

計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とし、「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を定め、続く1976（昭和51）年から10年間を「国際婦人の10年」として、男女平等や女性の地位向上のため世界規模での運動を展開しました。

また、1979（昭和54）年国連総会においては、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1985（昭和60）年に日本も批准しました。さらに、同年ナイロビ世界会議において、「国連婦人の十年」の評価を行い、目的達成のための世界行動計画を2000（平成12）年まで延長させる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が、今後の長期的活動計画のガイドラインとして採択されました。1995（平成7）年には北京において世界女性会議が開催され、2000（平成12）年までに各国及び国際社会が解決すべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

これに続き、2000（平成12）年にはニューヨークにおいて、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性への暴力に対処する法律の整備などが盛り込まれました。

2015（平成27）年にはニューヨークにおいて、第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が開催され、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、2030（平成42）年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することが宣言され、採択されました。

年表(世界の動き)

年号	事項
1975(昭和50)年	国際婦人年 国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催し、「世界行動計画」採択
1979(昭和54)年	第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
1985(昭和60)年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択
1995(平成7)年	「北京宣言及び行動要領」採択
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」
2015(平成27)年	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」

2 日本の動き

国内では戦後、婦人参政権の実現と共に日本国憲法に法の下での平等が明記され、女性の法制度上の地位は、抜本的に改善されました。

その後わが国の取組は、国連の動きと連動して進められ、「世界行動計画」を受けて、1975（昭和50）年婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和52）年、今後10年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。この間、民法及び国籍

法の改正、男女雇用機会均等法の制定、男女共修に向けた家庭科教育のあり方の検討が進められ、1985（昭和60）年「女性差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和62）年には、ナイロビ将来戦略を取り入れた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991（平成3）年には、行動計画の第1次改定が行われ、具体的施策に従って男女共同参画への取組が始まりました。

1994（平成6）年には、内閣に男女共同参画推進本部が設置され、1996（平成8）年「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999（平成11）年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この基本法に基づき、2000（平成12）年12月「男女共同参画基本計画」を策定すると共に、2001（平成13）年1月の中央省庁再編にあたり、男女共同参画に関するセクションとして内閣府に「男女共同参画局」が設置され、体制が強化されました。

この間、法的な整備としては、2000（平成12）年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、2001（平成13）年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が成立し、法律面での女性の人権の保護が進められています。

さらに、2007（平成19）年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2015（平成27）年8月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍等を盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

年表(日本の動き)

年号	事項
1975(昭和50)年	「婦人問題企画推進本部」設置
1977(昭和52)年	「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定
1985(昭和60)年	「女性差別撤廃条約」批准
1986(昭和61)年	「男女雇用機会均等法」の施行
1987(昭和62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1994(平成6)年	「男女共同参画推進本部」設置
1996(平成8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定
1999(平成11)年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000(平成12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立
2001(平成13)年	「男女共同参画会議・男女共同参画局」設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」成立
2007(平成19)年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2015(平成27)年	「女性活躍推進法」成立、「第4次男女共同参画基本計画」策定

3 岡山県の動き

岡山県では、世界や国の動きにあわせ、1979（昭和 54）年に婦人問題担当窓口を県民課に設置し、また、県下の 56 団体からなる「岡山の婦人問題を考える会」が発足し、初めて女性問題が提起されました。

1991（平成 3）年「第 4 次岡山県総合福祉計画」の中で、「女性」の項目が設置され、重要施策として位置づけられました。1993（平成 5）年には、「婦人青少年対策室婦人企画班」が「女性青少年対策室女性政策課」に組織替えされ、男女共同参画の実施に向けての取組が強化されました。1996（平成 8）年、県政の最重要課題である女性政策の一層の充実を図るため「男女共同参画社会の実現をめざして」が策定され、翌年には、全庁的組織「岡山県男女共同参画推進本部」が設置されました。

その後、国内外に新たな動きが見られる中、1999（平成 11）年、男女共同参画社会の実現に向け、その拠点となる施設「岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）」が開設されました。

2001（平成 13）年には、少子・高齢化、国際化、情報化など新たな展開を受けて「おかやまウィズプラン 21」（平成 13～17 年度）が策定され、さらに 6 月には、男女共同参画社会基本法を踏まえ、地域性を考慮した男女共同参画推進施策を展開するため「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が制定されました。

2002（平成 14）年 4 月には、配偶者暴力防止法に基づき、「ウィズセンター」と「女性相談所」の 2 か所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け、被害者の保護、自立に向けた支援などの体制が整備されました。2005（平成 17）年には、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現を目指した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

2016（平成 28）年 3 月には「第 4 次おかやまウィズプラン」が策定されました。

年表(岡山県の動き)

年号	事項
1979(昭和54)年	岡山県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける、「岡山の婦人問題を考える会」発足
1993(平成5)年	「女性青少年対策室女性政策課」新設
1996(平成8)年	「男女共同参画社会の実現をめざして」策定
1999(平成11)年	「岡山県男女共同参画推進センター」(愛称:ウィズセンター)開館
2001(平成13)年	「おかやまウィズプラン21」策定、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」公布
2002(平成14)年	「ウィズセンター」と「女性相談所」の2か所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け
2005(平成17)年	「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定
2016(平成28)年	「第4次おかやまウィズプラン」策定

4 新見市の取組

新見市は、2005（平成17）年3月31日に1市4町（新見市・大佐町・神郷町・哲多町・哲西町）が合併し、新生「新見市」が誕生しました。

合併と同時に、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現を目指した「新見市男女共同参画まちづくり条例」を施行すると共に、「新見市総合振興計画」の中にも、「男女共同参画」の項目を設けるなど、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めることとしています。

そして、新見市に住み、働き、学ぶすべての人々が性別に関わりなく自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、互いにその人権を尊重しながら喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の早期実現のため、市民・企業・行政が共同して取り組み、基本指針となる「にいみ男女共同参画プラン」を、2016（平成28）年に「第3次にいみ男女共同参画プラン」を策定しました。

また、男女共同参画問題に関するさまざまな情報の収集、グループ・団体の情報交換や活動の支援、相談業務を行うため、「新見市男女共同参画プラザ」を設置すると共に、市民からの公募による編集委員により、男女共同参画情報紙「りぼん」を発行しています。

5 女性を取り巻く社会の状況

社会経済状況の変化

我が国では、戦後の復興期から高度成長期にかけて著しく経済が発展してきました。その間、農業中心の産業から工業中心へと移行し、経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。

こうした中、人権意識の高まり、とりわけ女性の地位向上に対する意識の高まり、女性の高学歴化、社会参加が進み、共働き世帯が多くなったほか、ひとり親世帯が増えるなど家族形態も多様化しています。

また、インターネットを始めとする情報通信ネットワークの進歩によって、多様な情報をもとに生活を送る人が増え、人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向に変化し、働き方を見直すワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの考え方も浸透しつつあります。

このような状況変化の中で、正社員と派遣社員など雇用形態によって賃金格差が生じ、また、女性が比較的パートタイム労働に多く就いていることから、男女間の収入格差が広がっています。

少子高齢化の進行

我が国は生活環境の改善や医学の進歩により世界有数の長寿国となりました。しかし、晩婚化などにより少子化が急速に進展しており、女性一人が産む子どもの平均数をあらかず合計特殊出生率が低下するなど我が国の人口は2008（平成20）年をピークに減少に転じてお

り、今後一層、少子化と高齢化が進行すると見込まれています。

また、労働力の指標となる生産年齢人口（15～64歳）は1995（平成7）年をピークに総人口より速いペースで減少しています。

このような変化は、経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、中長期的な経済成長を阻害するほか、年金、医療、福祉等における現役世代の負担を増大するなど社会経済全般にわたり、大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

意識の変化

法制度上での男女平等には一定の進展が見られ、市民意識調査において「現在の学校教育における男女平等に関する教育について」の項目で「行われていると思う」の回答が半数を超えているなど、意識の変化に寄与してきていると思われます。特に男性の意識に変化が現れてきていますが、実際にはまだまだ、男女の役割に対する固定的な考えが根強く残っています。

女性が職業に就くことについて、「子どもができて働き続ける方がよい」との考えが増加している中で、現実の生活では家事や育児、介護の負担の多くを女性が担っている状況は大きく変わっていません。また、社会においても女性が働きやすい状況にあると思っている人は半数に満たない状況にあります。

意識の変化がある一方で、根強く変わらない慣行や制度の普及が進んでいないことが、結果として女性の自由を狭めたり、自立を妨げていると考えられます。